

第 2 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 39 号議案	令和 6 年度敦賀市一般会計補正予算（第 2 号）	1
第 40 号議案	令和 6 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部）特別会計補正予算（第 1 号）	43
第 41 号議案	令和 6 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 1 号）	55
第 42 号議案	市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正の件	1
第 43 号議案	敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正の件	5
第 44 号議案	敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例及び敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部改正の件	9
第 45 号議案	町の区域及び名称の新設の件	13
第 46 号議案	敦賀市立やまびこ園増築等建築工事請負契約の件	15
第 47 号議案	損害賠償の額の決定及び和解の件	17
報告第 3 号	専決処分事項の報告の件 (令和 5 年度敦賀市一般会計補正予算(第 10 号))	19
報告第 4 号	専決処分事項の報告の件 (敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	53

議案番号	事 案 名	頁
報告第 5 号	専決処分事項の報告の件 (市営住宅の明渡請求及び使用料等の支払請求に係る訴えの提起)	99
報告第 6 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	103
報告第 7 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	107
報告第 8 号	継続費繰越計算書の報告の件 (令和5年度敦賀市一般会計)	111
報告第 9 号	繰越明許費繰越計算書の報告の件 (令和5年度敦賀市一般会計)	115
報告第 10 号	事故繰越し繰越計算書の報告の件 (令和5年度敦賀市一般会計)	121
報告第 11 号	繰越計算書の報告の件 (令和5年度敦賀市水道事業会計)	125
報告第 12 号	繰越計算書の報告の件 (令和5年度敦賀市下水道事業会計)	129

第 4 2 号 議 案

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正の件

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料その他の給与に関する条例（昭和 32 年敦賀市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 （略） （市長の給料に関する特例措置） 2 ～ 5 （略） <u>6 市長の令和 6 年 7 月 1 日から令和 6</u> <u>年 7 月 31 日までの期間に係る給料月</u> <u>額は、第 2 条の規定にかかわらず、同</u> <u>条に規定する額からその額の 100 分</u> <u>の 10 に相当する額を減じて得た額と</u> <u>する。ただし、その期間に退職した場</u> <u>合において支給されることとなる退職</u> <u>手当の計算の基礎となる給料月額は、</u> <u>同条に規定する額とする。</u> （助役の給料に関する特例措置） <u>7</u> （略） <u>8</u> （略） （副市長の給料に関する特例措置） <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11 副市長（福祉保健部に関する事務</u>	附 則 （施行期日） 1 （略） （市長の給料に関する特例措置） 2 ～ 5 （略） （助役の給料に関する特例措置） <u>6</u> （略） <u>7</u> （略） （副市長の給料に関する特例措置） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略）

<u>を担任する副市長に限る。)の令和6年7月1日から令和6年7月31日までの期間に係る給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその額の100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、その期間に退職した場合において支給されることとなる退職手当の計算の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</u>	
(収入役の給料に関する特例措置)	(収入役の給料に関する特例措置)
<u>12</u> (略) (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	<u>10</u> (略) (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
<u>13</u> (略) (令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	<u>11</u> (略) (令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
<u>14</u> (略)	<u>12</u> (略)

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

提案理由

職員の不祥事に係る管理監督責任及び市民の市政に対する信用を失墜したことに対する責任を明らかにするため、市長及び副市長の給料の額を減額したいので、この案を提出する。

第 43 号 議 案

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正の件

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年敦賀市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） (5) <u>特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (6) <u>利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> （個人番号の利用範囲） 第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 （略） 3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） （個人番号の利用範囲） 第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。 2 （略） 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するため

度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 (略)	に必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 (略)
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、この案を提出する。

第 4 4 号 議 案

敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する
基準等条例及び敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び
運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準等条例の一部改正の件

敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例
及び敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例及び敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部を改正する条例

(敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例の一部改正)

第1条 敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例(平成27年敦賀市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置者等)	(設置者等)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の委託を受けることのできる者は、包括的支援事業の適切な運営が確保できると認められ、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)以下「施行規則」という。)第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の承認を得た、施行規則第140条の67に規定する法人とする。	2 前項の委託を受けることのできる者は、包括的支援事業の適切な運営が確保できると認められ、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)以下「施行規則」という。)第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の承認を得た、施行規則第140条の67に規定する法人とする。

(敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例の一部改正)

第2条 敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例(平成2

7年敦賀市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、この案を提出する。

第 45 号 議 案

町の区域及び名称の新設の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、敦賀市内の岡山町の区域を別図のとおり新設する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

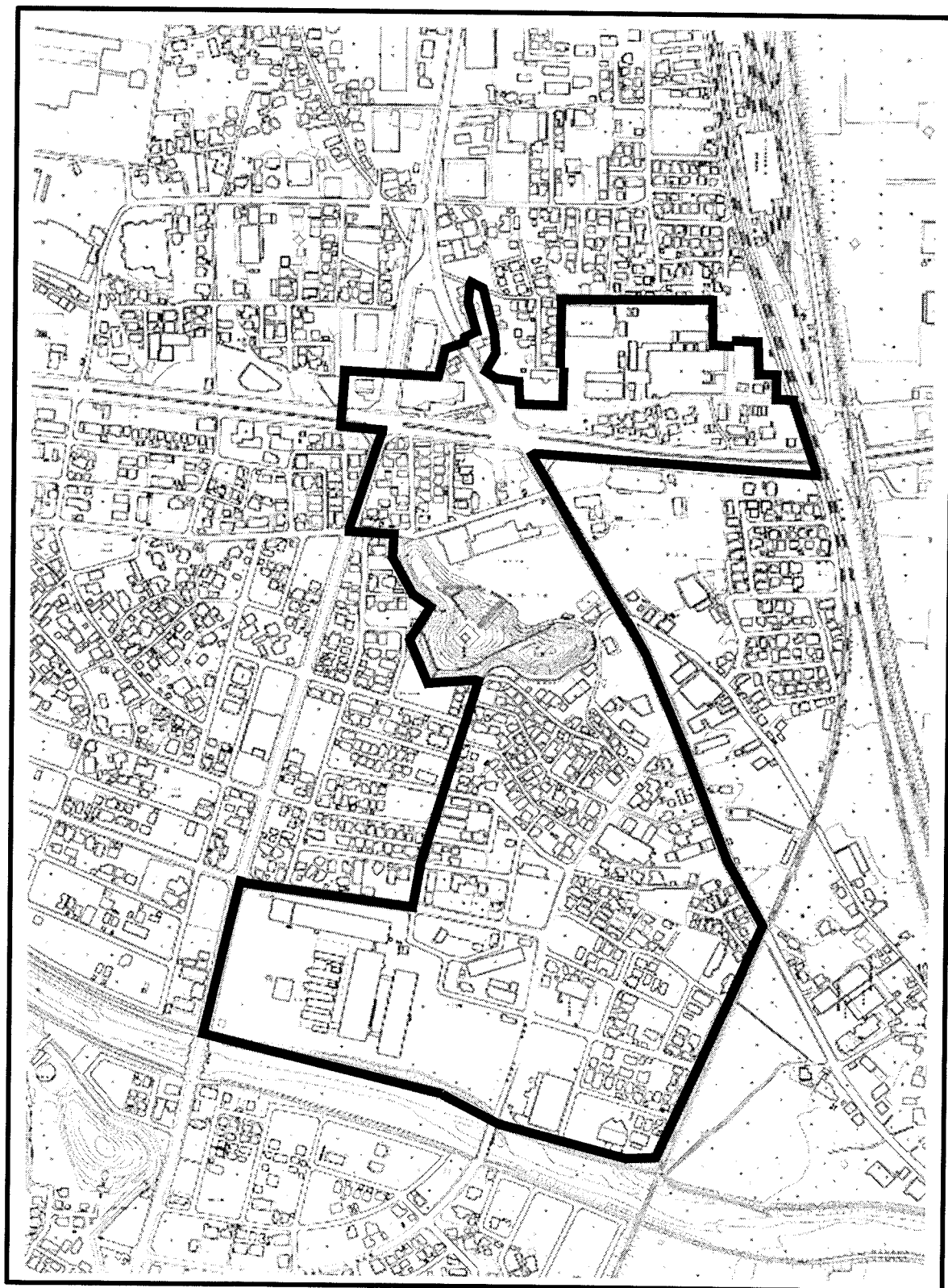
敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

岡山町の区域を新設したいので、この案を提出する。

別図

岡山町 区域新設図



第 46 号 議 案

敦賀市立やまびこ園増築等建築工事請負契約の件

敦賀市立やまびこ園増築等建築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契 約 の 目 的 敦賀市立やまびこ園増築等建築工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 3 2 7 , 3 6 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 福井県敦賀市観音町 1 2 番 1
株式会社塩浜工業
代表取締役 塩 浜 都 広

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

第 47 号 議 案

損害賠償の額の決定及び和解の件

医療事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり行う。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 相手方の住所及び氏名 福井県三方上中郡若狭町在住 個人
- 2 損害賠償の額 金 675,000 円
- 3 事故の態様 令和 5 年 6 月 21 日に、患者の顔面打撲、歯牙脱臼の傷害に対して、歯の脱落を折損と誤認したことから、自歯の再植を行った場合に歯根吸収を防止し得たとする可能性が高いとはいえないものの、自歯による再植の選択を行う機会を逸したものである。また、当院では口腔内裂創を経過観察としたが、令和 5 年 6 月 22 日に、患者が他院を受診し、口唇を縫合するに至ったものである。
- 4 和解の内容 本件については、市の支払う損害賠償の額を前記 2 のとおりとし、市及びその被用者と相手方との間において、本件和解金の受領をもって一切解決したものとし、本件和解条項以外何らの債権債務が存在しないこととする。

提案理由

医療事故について、損害賠償の額の決定及び和解を行いたいので、敦賀市病院事業の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、この案を提出する。

報 告 第 3 号

専決処分事項の報告の件

令和5年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 4 号

市長専決処分の件

令和5年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 5 年度敦賀市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 5 年度敦賀市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ

1,097,546 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,228,999 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 地方譲与税		220,111	9,522	229,633
	10 自動車重量譲与税	135,000	9,522	144,522
12 配当割交付金		50,000	17,558	67,558
	5 配当割交付金	50,000	17,558	67,558
15 株式等譲渡所得割交付金		30,000	41,205	71,205
	5 株式等譲渡所得割交付金	30,000	41,205	71,205
17 法人事業税交付金		180,000	52,677	232,677
	5 法人事業税交付金	180,000	52,677	232,677
18 地方消費税交付金		1,450,000	168,282	1,618,282
	5 地方消費税交付金	1,450,000	168,282	1,618,282
25 環境性能割交付金		17,583	7,130	24,713
	5 環境性能割交付金	17,583	7,130	24,713
27 地方特例交付金		70,000	3,001	73,001
	10 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	3,001	3,001
30 地方交付税		2,342,296	184,998	2,527,294
	5 地方交付税	2,342,296	184,998	2,527,294
42 国庫支出金		7,535,401	△52,032	7,483,369
	10 国庫補助金	5,252,946	△52,032	5,200,914
45 県支出金		3,222,266	835	3,223,101
	20 委 託 金	46,419	835	47,254
48 財産収入		30,855	9,838	40,693
	10 財産売払収入	2,449	9,838	12,287
51 寄 附 金		9,000,221	△997,000	8,003,221
	5 寄 附 金	9,000,221	△997,000	8,003,221
54 繰 入 金		5,092,914	△674,900	4,418,014
	5 繰 入 金	5,092,914	△674,900	4,418,014
57 繰 越 金		1,594,632	122,521	1,717,153
	5 繰 越 金	1,594,632	122,521	1,717,153
60 諸 収 入		1,993,644	8,819	2,002,463
	25 雑 入	1,433,290	8,819	1,442,109
歳 入 合 計		49,326,545	△1,097,546	48,228,999

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 総 務 費		13,105,047	△994,837	12,110,210
	5 総務管理費	12,443,862	△995,672	11,448,190
	20 選 挙 費	93,807	835	94,642
9 民 生 費		12,404,304	△29,170	12,375,134
	5 社会福祉費	6,850,591	△29,170	6,821,421
18 農林水産業費		478,545	2,835	481,380
	10 林 業 費	126,707	2,835	129,542
21 商 工 費		3,335,052	△72,579	3,262,473
	5 商 工 費	3,335,052	△72,579	3,262,473
24 土 木 費		3,986,279	△3,795	3,982,484
	25 都市計画費	1,887,171	△3,795	1,883,376
歳 出 合 計		49,326,545	△1,097,546	48,228,999

第 2 表

繰越明許費補正

1 変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9 民生費	5 社会福祉費	非課税世帯等物価高騰 支援給付金	178,500	15,750

1 総括

(歲入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	835		$\Delta 450,881$	$\Delta 544,791$
$\Delta 29,170$				
				2,835
$\Delta 34,352$			$\Delta 38,227$	
				$\Delta 3,795$
$\Delta 63,522$	835		$\Delta 489,108$	$\Delta 545,751$

2 歳 入

(款) 6 地方譲与税
(項) 10 自動車重量譲与税

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		地方譲与税	220,111	9,522	229,633
	10	自動車重量譲与税	135,000	9,522	144,522
		3 自動車重量譲与税	135,000	9,522	144,522
12		配当割交付金	50,000	17,558	67,558
	5	配当割交付金	50,000	17,558	67,558
		3 配当割交付金	50,000	17,558	67,558
15		株式等譲渡所得割交付金	30,000	41,205	71,205
	5	株式等譲渡所得割交付金	30,000	41,205	71,205
		3 株式等譲渡所得割交付金	30,000	41,205	71,205
17		法人事業税交付金	180,000	52,677	232,677
	5	法人事業税交付金	180,000	52,677	232,677
		3 法人事業税交付金	180,000	52,677	232,677
18		地方消費税交付金	1,450,000	168,282	1,618,282
	5	地方消費税交付金	1,450,000	168,282	1,618,282
		3 地方消費税交付金	1,450,000	168,282	1,618,282
25		環境性能割交付金	17,583	7,130	24,713
	5	環境性能割交付金	17,583	7,130	24,713
		3 環境性能割交付金	17,583	7,130	24,713
27		地方特例交付金	70,000	3,001	73,001
	10	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	3,001	3,001
		3 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	3,001	3,001
30		地方交付税	2,342,296	184,998	2,527,294

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
5 自動車重量 譲与税	9,522	1 自動車重量譲与税
5 配当割交付 金	17,558	1 配当割交付金
5 株式等譲渡 所得割交付 金	41,205	1 株式等譲渡所得割交付金
5 法人事業税 交付金	52,677	1 法人事業税交付金
5 地方消費税 交付金	168,282	1 地方消費税交付金
5 環境性能割 交付金	7,130	1 環境性能割交付金
5 新型コロナ ウイルス感 染症対策地 方税減収補 填特別交付 金	3,001	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(款) 30 地方交付税
(項) 5 地方交付税

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	5	地方交付税	2,342,296	184,998	2,527,294
	3	地方交付税	2,342,296	184,998	2,527,294
42		国庫支出金	7,535,401	△52,032	7,483,369
	10	国庫補助金	5,252,946	△52,032	5,200,914
	6	民生費国庫補助金	2,148,495	△29,170	2,119,325
	18	商工費国庫補助金	556,895	△34,352	522,543
	27	教育費国庫補助金	420,061	11,490	431,551
45		県支出金	3,222,266	835	3,223,101
	20	委 託 金	46,419	835	47,254
	3	総務費委託金	28,084	835	28,919
48		財産収入	30,855	9,838	40,693
	10	財産売払収入	2,449	9,838	12,287
	3	不動産売払収入	2,448	9,838	12,286
51		寄 附 金	9,000,221	△997,000	8,003,221
	5	寄 附 金	9,000,221	△997,000	8,003,221
	30	ふるさと納税寄附金	9,000,000	△997,000	8,003,000
54		繰 入 金	5,092,914	△674,900	4,418,014
	5	繰 入 金	5,092,914	△674,900	4,418,014
	3	基金繰入金	5,020,661	△674,900	4,345,761
57		繰 越 金	1,594,632	122,521	1,717,153
	5	繰 越 金	1,594,632	122,521	1,717,153

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 地方交付税	184,998	1 特別交付税	
5 社会福祉費 補助金	△29,170	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (1)非課税世帯等物価高騰支援給付金交付金 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)非課税世帯等物価高騰支援給付金交付金	△12,930 (△12,930) △16,240 (△16,240)
5 商工費補助 金	△34,352	1 地方創生推進交付金 (1)店舗等魅力向上支援事業費交付金	
25 社会教育費 補助金	3,539	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (1)公民館物価高騰対策事業費交付金 (2)プラザ萬象物価高騰対策事業費交付金	3,539 (3,434) (105)
30 保健体育費 補助金	7,951	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (1)運動公園物価高騰対策事業費交付金 (2)運動公園プール物価高騰対策事業費交付金	7,951 (4,517) (3,434)
10 選挙費委託 金	835	1 県知事、県議会議員選挙委託金	
5 土地売払収 入	9,838	1 土地売払収入	
5 ふるさと納 税寄附金	△997,000	1 ふるさと納税寄附金 2 企業版ふるさと納税寄附金	△1,000,000 3,000
10 減債基金繰 入金	△674,900	1 減債基金繰入金	

(款) 57 繰越金
(項) 5 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		3	繰越金		
			1,594,632	122,521	1,717,153
60			諸収入	8,819	2,002,463
	25		雑収入	8,819	1,442,109
		15	雑収入	8,819	1,442,108

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 繰 越 金	122,521	1 繰越金
90 雑 入	8,819	1 宝くじ収益配当金

3 歳 出

(款) 6 総 務 費
(項) 5 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			総 務 費	13,105,047	△994,837	12,110,210	△450,046	△544,791
	5		総務管理費	12,443,862	△995,672	11,448,190	△450,881	△544,791
		3	一般管理費	1,128,521	4,328	1,132,849		4,328
		18	企 画 費	9,078,184	△1,000,000	8,078,184	寄附金 △450,881	△549,119

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	4,328	1 退職手当費（会計年度任用職） 職員手当等	4,328 (4,328)
8 旅 費	261	1 ふるさと納税事業費 旅費	△549,119 (261)
10 需 用 費	△1,100	需用費	(△1,100)
11 役 務 費	△17,696	役務費	(△17,696)
		委託料	(△490,584)
12 委 託 料	△490,584	負担金補助及び交付金	(△40,000)
18 負担金補助 及び交付金	△40,000	2 ふるさと応援基金積立金 積立金	△450,881 (△450,881)
24 積 立 金	△450,881		

(款) 6 総務費
(項) 20 選挙費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	20		選 挙 費	93,807	835	94,642	835	
		12	県知事、県 議会議員選 挙費	18,769	835	19,604	県支出金 835	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△53	1 選挙執行費	835
		報酬	(△53)
3 職員手当等	1,375	職員手当等	(1,375)
		報償費	(△5)
7 報 償 費	△5	旅費	(△9)
		需用費	(△289)
8 旅 費	△9	役務費	(△77)
		委託料	(△69)
10 需 用 費	△289	使用料及び賃借料	(△38)
11 役 務 費	△77		
12 委 託 料	△69		
13 使用料及び 賃借料	△38		

(款) 9 民生費
(項) 5 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			民生費	12,404,304	△29,170	12,375,134	△29,170	
	5		社会福祉費	6,850,591	△29,170	6,821,421	△29,170	
		36	物価高騰支 援給付金給 付費	803,905	△29,170	774,735	国庫支出金 △29,170	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	△29,170	1 非課税世帯等物価高騰支援給付金 負担金補助及び交付金 △29,170 (△29,170)

(款) 18 農林水産業費
(項) 10 林業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
18			農林水産業費	478,545	2,835	481,380		2,835
	10		林業費	126,707	2,835	129,542		2,835
		3	林業総務費	11,519	2,835	14,354		2,835

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	2,835	1 森林環境譲与税基金積立金 積立金 2,835 (2,835)

(款) 21 商工費
(項) 5 商工費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
21			商 工 費	3,335,052	△72,579	3,262,473	△72,579	
	5		商 工 費	3,335,052	△72,579	3,262,473	△72,579	
		6	商工業振興 費	2,315,396	△72,579	2,242,817	国庫支出金 △34,352 繰入金 △38,227	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△72,579	1 店舗等魅力向上支援事業費 委託料 △72,579 (△72,579)

(款) 24 土 木 費
(項) 25 都市計画費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
24			土 木 費	3,986,279	△3,795	3,982,484		△3,795
	25		都市計画費	1,887,171	△3,795	1,883,376		△3,795
		3	都市計画総務費	1,139,523	△3,795	1,135,728		△3,795

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	△3,795	1 都市再生整備計画策定事業費 委託料	△3,795 (△3,795)

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

(単位 千円)

区 分		職 員 数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率(月分))	そ の 他 当 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	4 人		36,321	11,285 (3.4)	25,026	72,632	8,833	81,465	
	議 員	22	141,582				141,582	35,958	177,540	
	その他の 特 別 職	697	26,527				26,527		26,527	
	計	723	168,109	36,321	11,285	25,026	240,741	44,791	285,532	
補 正 前	長 等	4		36,321	11,285 (3.4)	25,026	72,632	8,833	81,465	
	議 員	22	141,582				141,582	35,958	177,540	
	その他の 特 別 職	703	26,580				26,580		26,580	
	計	729	168,162	36,321	11,285	25,026	240,794	44,791	285,585	
比 較	長 等	0		0	0 (0.0)	0	0	0	0	
	議 員	0	0				0	0	0	
	その他の 特 別 職	△ 6	△ 53				△ 53		△ 53	
	計	△ 6	△ 53	0	0	0	△ 53	0	△ 53	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(331) 人 842	271,828	2,463,539	1,407,109	4,142,476	782,601	4,925,077	
補 正 前	(331) 842	271,828	2,463,539	1,401,406	4,136,773	782,601	4,919,374	
比 較	(0) 0	0	0	5,703	5,703	0	5,703	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	単身赴任手 当
	補 正 後	566,798	301,512	262,565	47,154	28,760	77,618	360
	補 正 前	566,798	301,512	261,190	47,154	28,760	77,618	360
	比 較	0	0	1,375	0	0	0	0
	区 分	宿日直手当	特殊勤務手 当	住居手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	地域手当	計
	補 正 後	1,083	2,371	31,550	1,295	83,854	2,189	1,407,109
	補 正 前	1,083	2,371	31,550	1,295	79,526	2,189	1,401,406
	比 較	0	0	0	0	4,328	0	5,703

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	517 ^人		1,732,868	1,169,682	2,902,550	569,114	3,471,664	
補 正 前	517		1,732,868	1,168,307	2,901,175	569,114	3,470,289	
比 較	0		0	1,375	1,375	0	1,375	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	単身赴任 手 当
	補 正 後	378,098	301,512	239,637	47,154	20,063	77,618	360
	補 正 前	378,098	301,512	238,262	47,154	20,063	77,618	360
	比 較	0	0	1,375	0	0	0	0
	区 分	宿日直手当	特殊勤務 手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	退職手当	地域手当	計
	補 正 後	1,083	1,560	31,550	1,295	67,563	2,189	1,169,682
	補 正 前	1,083	1,560	31,550	1,295	67,563	2,189	1,168,307
	比 較	0	0	0	0	0	0	1,375

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(331) 人 325	271,828	730,671	237,427	1,239,926	213,487	1,453,413	
補 正 前	(331) 325	271,828	730,671	233,099	1,235,598	213,487	1,449,085	
比 較	(0) 0	0	0	4,328	4,328	0	4,328	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	超過勤務 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	退職手当		計
	補 正 後	188,700	22,928	8,697	811	16,291		237,427
	補 正 前	188,700	22,928	8,697	811	11,963		233,099
	比 較	0	0	0	0	4,328		4,328

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	5,703	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	5,703	

報 告 第 4 号

専決処分事項の報告の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年敦賀市条例第19号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 5 号

市長専決処分の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 19 号

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和 25 年敦賀市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第 33 条 （略） 2 前項の規定により、市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) （略） 3 第 1 項の規定により、市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第 57 条 （略） 2 前項の規定により、固定資産税の減	（市民税の減免） 第 33 条 （略） 2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) （略） 3 第 1 項の規定によって、市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第 57 条 （略） 2 前項の規定によって、固定資産税の

免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

- 3 第1項の規定により、固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 (略)

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅

減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

- 3 第1項の規定によって、固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 (略)

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消

した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(課税額)

第151条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第171条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合

減した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(課税額)

第151条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第171条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合

には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

附 則

第1条～第5条 (略)

(令和6年能登半島地震災害に係る雑
損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択

により、法附則第4条の4第4項に規
定する特例損失金額（以下この項にお
いて「特例損失金額」という。）があ
る場合には、特例損失金額（同条第4
項に規定する災害関連支出がある場合
には、第3項に規定する申告書の提出
の日の前日までに支出したものに限る
。以下この項及び次項において「損失
対象金額」という。）について、令和
5年において生じた法第314条の2
第1項第1号に規定する損失の金額と
して、この条例の規定を適用すること
ができる。この場合において、第26
条の3の規定により控除された金額に
係る当該損失対象金額は、その者の令
和7年度以後の年度分で当該損失対象
金額が生じた年の末日の属する年度の
翌年度分の市民税に係るこの条例の規
定の適用については、当該損失対象金
額が生じた年において生じなかったも
のとみなす。

2 前項前段の場合において、第26条
の3の規定により控除された金額に係
る損失対象金額のうちに同項の規定の
適用を受けた者と生計を一にする令第

2・3 (略)

附 則

第1条～第5条 (略)

48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とある

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とある

のは「同条第1項（第2号を除く。）
」と、「まで」とあるのは「まで並び
に法附則第4条の5第3項の規定によ
り読み替えて適用される法第314条
の2第1項（第2号に係る部分に限る
。）」として、同条の規定を適用する
ことができる。

第7条～第7条の4 （略）

（令和6年度分の個人の市民税の特別
税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民
税に限り、法附則第5条の8第4項及
び第5項に規定するところにより控除
すべき市民税に係る令和6年度分特別
税額控除額を、前年の合計所得金額が
1,805万円以下である所得割の納
税義務者（次条及び附則第7条の7に
おいて「特別税額控除対象納税義務者
」という。）の第26条の4、第26
条の6から第26条の9まで、附則第
5条第2項、附則第7条第1項、附則
第7条の3の2第1項、前条及び附則
第9条の2の規定を適用した場合の所
得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合におけ
る第26条の7第2項、第32条の5
の5第1項及び前条の規定の適用につ
いては、第26条の7第2項及び前条
中「附則第5条の6第2項」とあるの
は「附則第5条の6第2項及び第5条
の8第6項」と、第32条の5の5第
1項中「課した」とあるのは「附則第

のは「同条第1項（第2号を除く。）
」と、「まで」とあるのは「まで並び
に法附則第4条の4第3項の規定によ
り読み替えて適用される法第314条
の2第1項（第2号に係る部分に限る
。）」として、同条の規定を適用する
ことができる。

第7条～第7条の4 （略）

7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第30条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収

に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第30条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額

に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、

第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第32条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収す

べき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して

得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第32条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金

額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間に

においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴

収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第３２条の５の４の規定の適用につ

いては、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相

当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特

別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の5の5第2項の規定により読み替えられた第32条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第32条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控

除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の4、第26条の6から第26条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第26条の4まで、第26条の6から第26条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第26条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第26条の9第1項中「前3条

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第26条の4まで、第26条の6から第26条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第26条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項

」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、<u>附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする。</u>	」とする。
第9条～第10条 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	第9条～第10条 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第10条の2 （略） 2～12 （略）	第10条の2 （略） 2～12 （略）
<u>13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は7分の6とする。</u>	<u>13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。</u>
<u>14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。</u>	<u>13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。</u>
<u>15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。</u>	<u>14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。</u>
<u>16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。</u>	<u>15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は4分の3とする。</u>
<u>17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。</u>	<u>16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。</u>
<u>18 法附則第15条第25項第4号ロ</u>	<u>17 法附則第15条第25項第3号ロ</u>

に規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハ
に規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条第32項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第37項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

24 (略)

25 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関

に規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ハ
に規定する設備について同号に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

19 (略)

20 法附則第15条第32項に規定する敦賀市の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第33項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する敦賀市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 (略)

24 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

する法律（平成２０年法律第８７号）
第５条第４項に規定する管理者等から、
法附則第１５条の７第３項に規定する
期間内に施行規則附則第７条第４項
に規定する書類の提出がされ、かつ、
当該区分所有に係る住宅が法附則第１
５条の７第１項又は第２項に規定する
要件に該当すると認められるときは、
前項の規定にかかわらず、同条第１項
又は第２項の規定を適用することがで
きる。

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 法附則第１５条の９第４項の高齢者
等居住改修住宅又は同条第５項の高齢
者等居住改修専有部分について、これ
らの規定の適用を受けようとする者は
、同条第４項に規定する居住安全改修
工事が完了した日から３月以内に、次
に掲げる事項を記載した申告書に施行
規則附則第７条第９項各号に掲げる書
類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) （略）

8 法附則第１５条の９第９項の熱損失
防止改修等住宅又は同条第１０項の熱
損失防止改修等専有部分について、こ
れらの規定の適用を受けようとする者
は、同条第９項に規定する熱損失防止
改修工事等が完了した日から３月以内
に、次に掲げる事項を記載した申告書

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 法附則第１５条の９第４項の高齢者
等居住改修住宅又は同条第５項の高齢
者等居住改修専有部分について、これ
らの規定の適用を受けようとする者は
、同条第４項に規定する居住安全改修
工事が完了した日から３月以内に、次
に掲げる事項を記載した申告書に施行
規則附則第７条第８項各号に掲げる書
類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) （略）

7 法附則第１５条の９第９項の熱損失
防止改修等住宅又は同条第１０項の熱
損失防止改修等専有部分について、こ
れらの規定の適用を受けようとする者
は、同条第９項に規定する熱損失防止
改修工事等が完了した日から３月以内
に、次に掲げる事項を記載した申告書

に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲

に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲

げる事項を記載した申告書に施行規則
附則第7条第17項各号に掲げる書類
を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐
震基準適合家屋について、同項の規定
の適用を受けようとする者は、当該耐
震基準適合家屋に係る耐震改修が完了
した日から3月以内に、次に掲げる事
項を記載した申告書に施行規則附則第
7条第18項に規定する補助に係る補
助金確定通知書の写し、建築物の耐震
改修の促進に関する法律（平成7年法
律第123号）第7条又は附則第3条
第1項の規定による報告の写し及び当
該耐震改修後の家屋が令附則第12条
第19項に規定する基準を満たすこと
を証する書類を添付して市長に提出し
なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規
定する補助の算定の基礎となった当
該耐震基準適合家屋に係る耐震改修
に要した費用

(6) (略)

13 (略)

(土地に対して課する令和6年度から
令和8年度までの各年度分の固定資産
税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における

げる事項を記載した申告書に施行規則
附則第7条第16項各号に掲げる書類
を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐
震基準適合家屋について、同項の規定
の適用を受けようとする者は、当該耐
震基準適合家屋に係る耐震改修が完了
した日から3月以内に、次に掲げる事
項を記載した申告書に施行規則附則第
7条第17項に規定する補助に係る補
助金確定通知書の写し、建築物の耐震
改修の促進に関する法律（平成7年法
律第123号）第7条又は附則第3条
第1項の規定による報告の写し及び当
該耐震改修後の家屋が令附則第12条
第19項に規定する基準を満たすこと
を証する書類を添付して市長に提出し
なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規
定する補助の算定の基礎となった当
該耐震基準適合家屋に係る耐震改修
に要した費用

(6) (略)

12 (略)

(土地に対して課する令和3年度から
令和5年度までの各年度分の固定資産
税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における

土地の価格の特例)

第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 44 条の 2 の規定にかかわらず、令和 7 年度分又は令和 8 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地であって、令和 8 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 44 条の 2 の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る令和 6 年度から

土地の価格の特例)

第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 44 条の 2 の規定にかかわらず、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地であって、令和 5 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 44 条の 2 の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から

令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、

令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 1 0 0 分の 5（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、1 0 0 分の 2 . 5）を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地

当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以

等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以

下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等

下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等

調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 (略)

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

第14条・第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5

調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 (略)

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

第14条・第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5

項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略) 第15条の2～第16条の2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る 市民税の課税の特例) 第16条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には 、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の</u> <u>8の規定の適用については、附則第</u> <u>7条の5第1項及び附則第7条の8</u> <u>中「所得割の額」とあるのは、「所</u> <u>得割の額並びに附則第16条の3第</u> <u>1項の規定による市民税の所得割の</u> <u>額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得に係る 市民税の課税の特例) 第16条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には 、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の</u> <u>8の規定の適用については、附則第</u> <u>7条の5第1項及び附則第7条の8</u> <u>中「所得割の額」とあるのは、「所</u> <u>得割の額並びに附則第16条の4第</u> <u>1項の規定による市民税の所得割の</u> <u>額」とする。</u> 4 (略) 第16条の5 (略)	3・4 (略) 第15条の2～第16条の2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る 市民税の課税の特例) 第16条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には 、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得に係る 市民税の課税の特例) 第16条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には 、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 4 (略) 第16条の5 (略)
--	--

(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 16 条の 6 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 16 条の 6 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第16条の7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附

額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第16条の7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附

則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第16条の8 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第16条の8 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整

(略)

第16条の9 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第16条の10 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第17条の2・第17条の3 (略)

都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

第16条の9 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第16条の10 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

第17条の2・第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条 (略)

2 ~ 4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ~ (4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る
個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ~ (4) (略)

第18条の2の2・第18条の3 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第18条の4の2 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

第18条の4の2 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

得割の額並びに附則第 18 条の 4 の
3 第 3 項後段の規定による市民税の
所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等
に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 4 の 4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、
次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の
8 の規定の適用については、附則第
7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8
中「所得割の額」とあるのは、「所
得割の額並びに附則第 18 条の 4 の
4 第 1 項の規定による市民税の所得
割の額」とする。

3・4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合
には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の
8 の規定の適用については、附則第
7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8
中「所得割の額」とあるのは、「所
得割の額並びに附則第 18 条の 4 の
4 第 3 項後段の規定による市民税の
所得割の額」とする。

6 (略)

第 18 条の 5～第 23 条 (略)

(病床転換支援金等に係る国民健康保
険税の特例)

第 24 条 令和 8 年 3 月 31 日までの間

(条約適用利子等及び条約適用配当等
に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 4 の 4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、
次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合
には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

6 (略)

第 18 条の 5～第 23 条 (略)

(病床転換支援金等に係る国民健康保
険税の特例)

第 24 条 平成 25 年 3 月 31 日までの

、第 1 5 1 条第 1 項中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。 第 2 5 条～第 3 0 条 （略）	間、第 1 5 1 条第 1 項中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。 第 2 5 条～第 3 0 条 （略）
--	---

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた旧法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に整備された旧法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固

定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第4条 新条例第151条第3項及び第171条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 第 5 号

専決処分事項の報告の件

市営住宅の明渡請求及び使用料等の支払請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 6 号

市長専決処分の件

市営住宅の明渡請求及び使用料等の支払請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 1 0 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

1 事件名

市営住宅の明渡請求及び使用料等の支払請求事件

2 訴えの相手方

相 手 方 福井県敦賀市在住 個人

団 地 名 市営三楽園団地

3 訴えの趣旨

前記2の住宅の明渡請求及び滞納使用料等の支払請求

4 その他

本件については、必要に応じて上訴し、和解し、その他必要な措置を行うものとする。

報 告 第 6 号

専決処分事項の報告の件

車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 3 号

市長専決処分の件

車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 7 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方の住所及び氏名

大阪府大阪市鶴見区諸口1丁目6番3号

旭建鉄工業株式会社

代表取締役社長 杉 本 守

2 損害賠償の額

金714,945円

3 事故の態様

令和6年1月26日午前11時30分ごろ、敦賀市杉箸83号1番2地先市道において、相手方車両が農業用パイプラインのハンドホールの蓋の上を通行した際、当該ハンドホールの蓋が跳ね上がり、相手方車両が損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

報 告 第 7 号

専決処分事項の報告の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 7 号

市長専決処分の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 1 0 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方

福井県福井市在住 個人

2 損害賠償の額

金 2 2 2 , 5 9 6 円

3 事故の態様

令和6年1月24日午前0時30分ごろ、福井市勝見交差点付近において、市職員の運転する公用車が第一通行帯に車線変更をしようとした際、積雪により横滑りを起こし、前方を走行していた相手方車両の車体左側部に接触した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

報 告 第 8 号

継続費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和5年度敦賀市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 5 年 度 敦 賀 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	継 続 費 の 額	令 和 5 年 度 継 続 費 予 算 現 額		
				予 算 計 上 額	前 年 度 次 額 通 繰 越	計
9 民 生 費	5 社会福祉費	障 害 者 福 祉 施 設 改 修 事 業	1,124,770,000	1,247,000		1,247,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

(単位 円)

支 出 済 額 及 支出見込額	残 額	翌 年 度 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	1,247,000	1,247,000	1,247,000			

報 告 第 9 号

繰越明許費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度敦賀市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和5年度敦賀市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
6 総務費	5 総務管理費	情報ネットワーク管理運営費	19,910,000	16,720,000
6 総務費	5 総務管理費	次世代タクシー車両導入支援事業費補助金	8,400,000	4,200,000
6 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム改修事業	17,633,000	17,633,000
9 民生費	5 社会福祉費	子ども発達支援センター空調改修事業	137,832,000	120,832,000
9 民生費	5 社会福祉費	障害者福祉施設改修事業	45,815,000	45,815,000
9 民生費	5 社会福祉費	非課税世帯等物価高騰支援給付金事務費	8,485,000	2,381,000
9 民生費	5 社会福祉費	非課税世帯等物価高騰支援給付金	15,750,000	15,750,000
12 衛生費	5 保健衛生費	水道事業会計出資金	15,262,000	15,262,000
12 衛生費	10 清掃費	一般廃棄物最終処分場整備事業	2,235,246,000	2,086,549,880
12 衛生費	10 清掃費	廃棄物処理施設関連地区会館建設等補助金	54,900,000	54,900,000
18 農林水産業費	15 水産業費	水産振興事業費補助金	8,100,000	8,100,000
21 商工費	5 商工費	金ヶ崎周辺魅力づくり事業	8,000,000	7,535,000
24 土木費	10 道路橋りょう費	除雪機械購入費補助金	2,000,000	2,000,000
24 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕等事業	37,000,000	22,065,500
24 土木費	10 道路橋りょう費	道路改良事業	80,000,000	66,545,454
24 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	20,600,000	19,000,000
24 土木費	15 河川費	急傾斜地崩壊危険区域指定申請事業	770,000	770,000
24 土木費	25 都市計画費	駅前立体駐車場運営事業	2,000,000	2,000,000
24 土木費	25 都市計画費	都市公園整備事業	6,200,000	6,200,000
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線駅周辺施設整備事業	115,555,000	102,207,000
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線建設事業費負担金	14,334,000	7,102,276
24 土木費	30 住宅費	市営住宅改修事業	28,075,000	28,075,000
30 教育費	5 教育総務費	給食センター建設事業	99,654,000	99,654,000
30 教育費	10 小学校費	小学校校舎等改修事業	32,252,000	32,252,000
30 教育費	10 小学校費	小学校給排水設備改修事業	80,673,000	80,673,000

繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				16,720,000
				4,200,000
	16,951,000			682,000
				120,832,000
35,700,000				10,115,000
	2,381,000			
	15,750,000			
		15,200,000		62,000
128,321,880	573,969,000	991,200,000	363,896,000	29,163,000
			13,170,000	41,730,000
	6,300,000			1,800,000
				7,535,000
				2,000,000
				22,065,500
	36,600,000	29,900,000		45,454
	10,450,000	8,500,000		50,000
	385,000			385,000
				2,000,000
	3,100,000	2,700,000		400,000
	44,180,000	53,200,000		4,827,000
		6,300,000		802,276
	12,442,000	15,600,000		33,000
				99,654,000
	10,856,000	21,300,000		96,000
	13,227,000	67,300,000		146,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
30 教育費	15 中学校費	中学校給排水設備改修事業	13,352,000	13,352,000
30 教育費	25 社会教育費	プラザ萬象改修事業	1,765,000	1,765,000
30 教育費	30 保健体育費	運動公園プール改修事業	57,112,000	57,112,000
33 災害復旧費	5 農林水産施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	85,122,000	85,121,600

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	1,336,000	11,900,000		116,000
				1,765,000
	19,227,000	37,800,000		85,000
	70,181,000	11,800,000		3,140,600

報 告 第 10 号

事故繰越し繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和5年度敦賀市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和5年度敦賀市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 為額 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額
				支 出 済 額	支 出 未 済 額		
33 災害復旧費	5 農林水産施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	216,211,660	189,006,600	27,205,060		27,205,060

事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳					説 明
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	26,525,000	600,000		80,060	
					工事に不測の日数を要したため。

報 告 第 1 1 号

繰越計算書の報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度敦賀市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和５年度敦賀市水道事業会計

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
１ 資本的支出	１ 建設改良費	管路改良事業	604,880,000	448,482,100	143,100,000	76,200,000
１ 資本的支出	１ 建設改良費	配水設備改良事業	256,890,000	209,572,000	41,360,000	

予 算 繰 越 計 算 書

(単位 円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
35,000,000	15,262,000	16,638,000	13,297,900		国の第1次補正予算の追加内示等による。
		41,360,000	5,958,000		工事が遅延したことによる。

報 告 第 1 2 号

繰越計算書の報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度敦賀市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 5 年度敦賀市下水道事業会計

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	汚水管渠整備事業	350,700,000	335,286,700	15,000,000
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水管渠整備事業	200,000,000		200,000,000
1 資本的支出	1 建設改良費	松島ポンプ場 改築事業	86,000,000		86,000,000
1 資本的支出	1 建設改良費	天筒浄化センター 改築事業	59,982,000	36,719,900	20,372,000
1 資本的支出	1 建設改良費	処理場等改築事業	49,230,000	19,311,930	29,590,000

地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 下水道事業 費	1 営業費用	管渠費	79,209,000	68,235,158	6,194,100
1 資本的支出	1 建設改良費	天筒浄化センター 改築事業	91,000,000	23,900,000	67,100,000

予 算 繰 越 計 算 書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
7,500,000	7,500,000		413,300		工事が遅延したことによる。
100,000,000	100,000,000				国の第1次補正予算の追加内示による。
42,900,000	43,000,000	100,000			工事が遅延したことによる。
20,300,000		72,000	2,890,100		工事が遅延したことによる。
29,400,000		190,000	328,070		工事が遅延したことによる。

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
		6,194,100	4,779,742		関連工事の遅延により不測の日数を要したため。
33,500,000	33,550,000	50,000			工事資材の納入に不測の日数を要したため。